

## 令和5年度 事業計画

(令和5年4月1日～令和6年3月31日)

兵庫県における農業経営の安定と生産力の確保を図り、もって食料自給率の向上と農業の多面的機能を維持するために、農地の有効活用、担い手の育成・確保等に資する本県水田農業のあるべき姿をとりまとめた「兵庫県水田収益力強化ビジョン（令和3年6月末策定）」を実践し、本協議会会員の積極的な参画により、本県水田農業活性化の具体策に取り組む。

また、県域及び各市町別に算定・提供した生産目安を踏まえ、県内及び全国の作付動向を見極めつつ、需要動向に左右されにくい契約栽培など、需要に応じた米生産を進め、水田フル活用・収益力強化の実現に向け、県と地域が一体となって取り組んでいく。

加えて、昨年度に引き続き、県産農産物の需要に応じた生産を支援するため、「県産農産物拡大応援事業」に取り組むとともに、肥料価格高騰への対策として、新たに国庫予算事業である「肥料価格高騰対策事業」に取り組む。

### I. 経営所得安定対策関連事業

#### 1. 総会の開催

1回（6月：令和4年度事業報告・収支決算及び令和5年度事業計画・予算関係）

#### 2. 幹事会の開催

1回（6月：令和4年度事業報告・収支決算及び令和5年度事業計画・予算関係）

#### 3. 部会の開催

令和5年産以降の県産米の円滑な生産・流通を目指した取組を検討するため、農業活性化戦略会議を適宜開催。

#### 4. 地域協議会研修会の開催

##### (1) 地域協議会担当者研修会

地域協議会担当者（市町・JA職員等）を対象に、経営所得安定対策等の着実な推進を目的に開催。

3回（6、11、2月）

##### (2) 水田情報システム研修会

地域協議会担当者（市町・JA職員等）を対象に、水田情報システムの円滑な運営と操作技術の向上を図ることを目的に開催。

2回（5～6月、8～9月）

#### 5. 普及啓発資料の作成等

(1) 経営所得安定対策等の実施に向けた周知と円滑な推進を図るため、制度啓発パンフレットを作成・配布（3月）。

配布対象：集落・農会の代表者、市町・J A職員等

配布部数：20,000部

(2) 地域協議会が、経営所得安定対策等を円滑に推進するため、対策に係る資料を作成・配布（6月）。

配布対象：地域協議会担当者（市町・J A職員等）

配布部数：250部

(3) 令和5年産から米の需給動向を見極めつつ、需要に応じた生産を支援し、県下の全ての地域において適切な情報発信ができるよう、広報・啓発資料を配布（3回）

配布対象：集落・農会の代表者、市町・J A職員等

配布部数：各20,000部

(4) ホームページによる地域協議会等への迅速な情報提供。

## 6. 県産米の需要量に関する調査・分析及び情報提供

県内の米卸業者や実需者等に対して県産米の需要量に関する調査・分析を行い、県産米にかかる需要情報として、生産者・実需者・地域協議会構成員等に情報を提供。

## 7. 事務局会議の開催

協議会の実務担当者の情報共有化と機動力の強化のため、必要に応じて、適宜会議を開催。

## 8. 水田情報システムの運用

経営所得安定対策等を円滑に進めるため、県協議会で水田情報システムを導入し、各地域協議会に整備することで、営農計画書等のとりまとめ等を支援。

## 9. その他

本協議会および地域協議会における経営所得安定対策等の実施に必要な推進活動を実施。

## II. 兵庫県産米需給調整検討事業

### 1. 幹事会の開催

2回

(11、12月：令和5年産米の需要見通しや生産目安等の算定、産地交付金の活用等)

### 2. 資料の作成

地域協議会が、米の需要に応じた生産の推進を図るための関係資料を作成・配布（6月）。

配布対象：地域協議会担当者（市町・J A職員等）

配布部数：250部

### 3. 研修会の開催

業務用米の取組に係る現地研修会を開催。

## Ⅲ. 収入減少影響緩和対策積立金管理（国委託）

水田経営所得安定対策の収入減少影響緩和対策にかかる積立金口座を管理。

## Ⅳ. 高収益作物次期作支援交付金事業

高収益作物次期作支援交付金(令和3年度事業対応分)にかかる口座を管理。

## Ⅴ. 県産農産物拡大応援事業

「県産農産物拡大応援事業」について、本協議会が事業主体となり、農業者へ支援。

### 1. 事業説明会の開催

#### (1) 地域協議会担当者等説明会

地域協議会担当者（市町・JA職員等）等を対象に、「県産農産物拡大応援事業」の着実な推進を目的に開催。（適宜）

#### (2) ホームページによる地域協議会等への迅速な情報提供。

### 2. 事務局会議の開催

協議会の実務担当者の情報共有化と機動力の強化のため、必要に応じて、事務局会議を適宜開催。

### 3. その他

本協議会および地域協議会における「県産農産物拡大応援事業」の実施に必要な推進活動を実施。

## Ⅵ. 肥料価格高騰対策事業

令和4年秋用肥料及び5年春用肥料において、化学肥料低減の取組を行った上で増加した肥料費の7割を支援金として交付する肥料価格高騰対策事業について、本協議会が事業実施主体となり、取組実施者であるJA、肥料販売店等を通して農業者へ支援。